

(4) 安全・安心な暮らしにつながる緑の配置

緑は環境保全、レクリエーション、防災、景観の観点から総合的に配置を進め、誰もが安全・安心な暮らしを実現できるよう、広域的な緑地から身近な緑地まで含めた体系的かつ適正な緑の配置、市民のニーズに応じた安全で快適な緑地の配置を検討します。

7-3 施設緑地の整備目標及び整備方針

(1) 都市公園

① 整備目標

- 市民一人あたりの都市公園等の面積を、木曽三川中央緑地を除き市全体で約10m²を確保するため、供用されていない公園を中心に整備推進を図るとともに、誘致距離などに基づき、都市公園が不足している地域への適正な配置をめざします。
- 緑地や都市公園の量的な整備だけではなく、貴重な自然環境や歴史風土を有する環境を保全したり、市民が身近に自然のうるおいや多様性を感じることができる環境を確保したりするなど、質の高い公園整備をめざします。
- 広域的なスポーツ・レクリエーションの場や豊かな自然とのふれあいの場を確保するとともに、あわせて広域防災拠点や避難地として機能を有する公園整備をめざします。
- 公園の整備にあたっては、計画地周辺の自然条件、歴史条件などに配慮しつつ、地域住民のニーズを踏まえ、魅力的かつ個性的な公園整備をめざします。
- 「バリアフリー新法」（平成18年施行）に基づき、都市公園内の施設（法律で12施設が規定）については、ユニバーサルデザインの考え方に基づき施設の改善・整備をめざします。
- なお、利用者ニーズの変化により利用者数が減少した既存公園、計画地の土地利用の変化などにより整備が困難な計画公園などについては、再整備や計画の見直しを検討します。

② 整備方針

【住区基幹公園】

1) 街区公園

- 都市公園が不足している地域に配置・整備を検討するとともに、土地区画整理事業等の面的な市街地整備にあわせて配置・整備します。

2) 近隣公園

- 誘致距離や人口密度などに基づいて、公園・緑地の少ない地域に計画的な配置を検討します。

3) 地区公園

- 九華公園は、桑名の歴史文化のシンボルとしての魅力をさらに高めるために、木曽三川中央緑地との連携を図りつつ、再整備計画を策定し、順次整備に努めます。
- 誘致距離や人口密度などに基づいて、公園・緑地の少ない地域に計画的な配置を検討します。

公園整備の新制度

- 都市公園法の改正により、企業の保有する遊休地等を期限付きで地方公共団体が借り上げることや多様な施設との立体的な複合利用が可能になった。
- これらの公園整備には、次の要件を満たす場合、国から補助が得られるようになっている。
 - 【借地公園】** 借地契約期間が10年以上のものについて補助の対象とする。
 - 【立体公園】** 立体公園制度の適用により効率的に整備が図られる場合、都市公園管理者と下部空間を利用する施設の管理者との適切な役割分担のもと公園管理者の負担となる額に対して補助を行なう。地上権の取得に要する費用、人工地盤整備費等を補助の対象とする。

【都市基幹公園】

1) 総合公園

- 桑名市では「水郷の森」が総合公園として位置付けられ順次整備がされており、市民の自然とのふれあいや子どもの自然学習の場として利用の促進を図ります。
- 整備中の木曽三川中央緑地と地区公園の九華公園は、一体的な利用によって総合公園としての役割が期待されることから、木曽三川中央緑地の整備とあわせて九華公園の充実を図ります。

2) 運動公園

- 桑名市総合運動公園、長島運動公園は広域的なスポーツ・レクリエーション活動の場として機能充実を図るとともに、維持管理の強化に努めます。

【特殊公園～風致公園、歴史公園】

- 歴史的に貴重な価値を有する高塚山古墳の周辺ならびに、眺望が素晴らしい走井山公園周辺については、自然環境や歴史的な環境を保全・活用し、憩いの場や学びの場となる風致公園や歴史公園として整備を検討します。

【解説】 風致公園とは、全域が樹林や草地などでおおわれた自然的な要素が強いもので、都市住民全般の風致を供することを目的とする公園をいう。

【都市緑地】

- 都市緑地として整備が進められている木曽三川中央緑地（【仮称】七里の渡地区）の整備促進と活用を図ります。また、国営木曽三川公園河口地区（伊勢湾ブロック）については、国営木曽三川公園河口地区（平成元年3月）を踏まえ、引き続き計画の完成に向けて関係機関に働きかけます。
- 市街地に点在する緑地や市街地を縁取る樹林地等は、都市の骨格を形成する都市緑地として保全を検討します。